

## 愛媛県庁本庁舎広告実施要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県（以下「県」という。）が本庁舎内に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領でいう広告とは、次のとおりとする。

- (1) 広告等配布事業
- (2) パンフレットスタンド
- (3) 玄関マット
- (4) その他、総務管理課長が必要と認めたもの

(広告の範囲等)

**第3条** 広告を実施できる者（以下「広告主」という。）及び実施できる広告の内容等については、要綱第3条の規定による。

(広告の実施方法等)

**第4条** 広告の実施方法及び実施箇所等に関する仕様は、別に定める。

(広告取扱業者の選定)

**第5条** 広告を取り扱う者（以下「広告取扱業者」という。）の選定に関し必要となる事項は、別途定める。

(広告掲載の申込み等)

**第6条** 広告主は、広告取扱業者に対し広告実施の申込み等を行うものとする。

(広告主の募集)

**第7条** 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

- 2 前項の公募に当たり、広告取扱業者と総務管理課長が協議のうえ、県ホームページ等を通じて告知するものとする。
- 3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告主の選定)

**第8条** 広告取扱業者は、広告主を選定するとともに、広告実施の可否について、総務管理課長と協議しなければならない。

- 2 広告取扱業者は、前項の協議において、総務管理課長の求めに応ずる書類等を提出しなければならない。

(物品及び人員の準備等)

**第9条** 広告に必要な物品及び人員等は、広告取扱業者の責任及び負担において、準備するものとする。

2 広告を掲載した箇所は、広告取扱業者の責任及び負担において、現状に回復しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定に関する経費は、広告取扱業者の責任及び負担において処理するものとする。

(広告内容等の修正)

**第10条** 総務管理課長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告実施許可の取消し)

**第11条** 総務管理課長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告実施許可を取り消すことができる。

(1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。

(2) その他、広告を実施することが適切でないと総務管理課長が判断したとき。

(広告取扱業者の責務)

**第12条** 広告取扱業者は、広告主及び広告の内容その他の広告実施に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の実施により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(愛媛県庁舎管理規則の遵守)

**第13条** 広告取扱業者及び広告主は、広告の実施にあたって愛媛県庁舎管理規則（昭和34年7月10日規則第36号）を遵守しなければならない。

(その他)

**第14条** この要領に定めるもののほか、広告の実施に関し必要な事項は、総務管理課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

## 愛媛県庁本庁舎広告事業事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県庁本庁舎広告実施の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告実施申込書の提出)

第2条 広告取扱業者は、広告事業の実施を希望する場合は、愛媛県庁本庁舎広告事業実施申込書（別紙1）を作成のうえ、総務管理課長に提出し、広告実施の可否について協議しなければならない。

### (庁舎の使用許可)

第3条 広告取扱業者は、広告等配布事業における広告等の配布に当たっては、愛媛県庁舎管理規則第7条の許可申請書（別紙2）を作成のうえ、総務管理課長に提出し、庁舎の使用許可を受けなければならない。

2 総務管理課長は、前項の許可を行ったときは、許可証（別紙3）を広告取扱業者に交付するものとする。

### (行政財産の使用許可)

第4条 広告取扱業者は、パンフレットスタンド及び玄関マット等行政財産の使用を伴う事業を行う場合は、行政財産使用許可申請書（別紙4）を作成のうえ、総務管理課長に提出し、行政財産の使用許可を受けなければならない。

2 総務管理課長は、前項の許可を行ったときは、指令書（別紙5）を広告取扱業者に交付するものとする。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年1月16日から施行する。